

表彰基準の細則

(趣旨)

第1条 この細則は、千葉市表彰規則（昭和44年千葉市規則第46号。以下「規則」という。）第2条に規定する表彰の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第2条 規則第2条第2号、第3号及び第5号に該当するものは、別表に掲げるとおりとする。

2 前項に掲げるもののうち、役職・職名を定めているものは、原則として推薦を行う日において引き続きその職にある者を表彰の対象とする。ただし、退任・退職からおおむね1年を経過していない者、死亡者及び市長が表彰すべき特段の事情があると認める者については、この限りではない。

3 次のものは表彰の対象としない。

(1) 国、地方公共団体、独立行政法人、政党等その他公共性が高い団体

(2) 本市又は本市外郭団体の職員（地方公務員法第3条第3項に規定する職にある者を除く。）

4 死亡者に対する表彰年月日は、その者が死亡した日とする。

(再度の表彰)

第3条 表彰を受けたもの（規則第2条第5号に該当するものを除く。）に対し、同一の功績に基づく再度の表彰は行わない。

(寄附額の算定)

第4条 規則第2条第5号における寄附額の算定は、総合政策局長が定める日から起算して前1年間に市及び外郭団体等に対して行われた寄附の合計額によるものとする。ただし、市長が特に善行が顕著であると認めるものについては、それ以前に行われた寄附額を合算することができる。

附 則

この細則は、平成17年6月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年6月4日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年6月9日から施行する。

ただし、第3条の改正規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年6月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年6月7日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

区 分	対象又は活動内容	対象基準等
地域振興関係	1 町内自治会長	通算10年以上
	2 人権擁護委員	通算10年以上
防犯関係	1 防犯協会会員	通算20年以上(理事以上経験者)
税務関係	1 税務行政に関し顕著な功績があるもの	
統計関係	1 統計調査員	通算20年以上
社会福祉関係	1 民生委員及び児童委員	通算20年以上(満70歳未満の者は、千葉市社会福祉協議会及び千葉県社会福祉協議会から表彰を受けた者)
	2 社会福祉法人施設従事者	通算20年以上(満70歳未満の者は、千葉市社会福祉協議会及び千葉県社会福祉協議会から表彰を受けた者)
	3 社会福祉施設長・社会福祉事業団体役員	通算15年以上(満70歳未満の者は、千葉市社会福祉協議会及び千葉県社会福祉協議会から表彰を受けた者)
	4 身体障害者相談員・知的障害者相談員	通算20年以上(満70歳未満の者は、千葉市社会福祉協議会及び千葉県社会福祉協議会から表彰を受けた者)
	5 社会福祉施設の嘱託医	通算20年以上
	6 身体障害者であって、特に他の障害者の励みとなると認められる者	障害の程度が4級以上・就労期間20年以上(原則として40歳以上)
	7 社会奉仕活動に関し、特に功績があり、将来も当該活動を継続すると認められるもの	原則として、奉仕活動期間15年以上
こども・青少年関係	1 青少年育成委員	通算15年以上(会長職経験者)
	2 青少年相談員・補導員	通算15年以上
	3 社会福祉法人施設従事者	通算20年以上(満70歳未満の者は、千葉市社会福祉協議会及び千葉県社会福祉協議会から表彰を受けた者)
	4 社会福祉施設長・社会福祉事業団体役員	通算15年以上(満70歳未満の者は、千葉市社会福祉協議会及び千葉県社会福祉協議会から表彰を受けた者)
	5 社会福祉施設の嘱託医	通算20年以上
	6 こども・青少年の健全育成に関し顕著な功績があるもの	

区 分	対象又は活動内容	対象基準等
交通安全関係	1 交通安全協会会員	通算20年以上(副会長以上経験者)
健康関係	1 休日救急診療当番医 2 休日二次当番病院等 3 介護認定審査会委員 4 健康に関し顕著な功績があるもの	通算20年以上 通算20年以上 通算20年以上 通算15年以上
環境関係	1 河川浄化推進員 2 廃棄物等不適正処理監視委員 3 環境に関し顕著な功績があるもの	通算15年以上務め、職務内容が特に優秀である者
都市関係	1 都市行政に関し顕著な功績があるもの	
産業・経済関係	1 経済・産業の振興に関し顕著な功績があるもの 2 農畜産業の振興に関し顕著な功績があるもの	
消防関係	1 消防団員	通算20年以上
生涯学習関係	1 生涯学習の振興に関し顕著な功績があるもの	
学校保健関係	1 学校医・学校歯科医・学校薬剤師	通算20年以上
スポーツ関係	1 スポーツの振興に関し顕著な功績があるもの	
芸術・文化関係	1 美術・文学・音楽・舞踊・工芸等の芸術文化の発展に顕著な功績があるもの	
国際交流関係	1 国際交流活動を通じ、公益及び地域発展に寄与し、その功績が顕著なもの	原則として、国際交流活動期間通算10年以上
寄附関係	1 市又は公益のため多額の寄附をしたもの	寄附額50万円以上(法人等の団体にあつては100万円) 当該寄附に対する返礼品を受領した場合は、当該寄附額から返礼品の受領に必要な寄附額を減じた額を寄附額とみなす。
その他	1 前に掲げるもののほか、特に市政発展に尽力し顕著な功績があるもの	